

特集 半年後に迫る再生利用等20%義務化。現状と対策を一挙公開!

月刊 環境ビジネス

10
October
2005

遅れが目立つ外食・コンビニ・スーパー……

食品リサイクル法 直前対策

- よくわかる食品リサイクル法 Q&A
- 新技術! たった2時間で肥料化
- 生ごみを使ったオンサイト発電が登場
- 全国・登録再生利用事業者マップ
- 速報! ISO22000 (食品安全マネジメント)

緊急企画

アスベスト対策



◎第2特集

分別回収システムが決め手 先進の建設リサイクル術

◎特別企画

省エネ、集客、癒し……効果は多彩! 活性化する緑化ビジネス

◎注目の自治体

戸別収集・有料指定袋制でごみ減量 —— 東京都日野市

バイオマス資源化率88% —— 北海道ニセコ町

業務用生ごみ処理機が売れない!? 大切なのは地域特性を活かした処理

食品リサイクル法が逆風に!? 求められるインセンティブ

「食品リサイクル法が施行されてからというもの、業務用生ごみ処理機の販売台数は年々落ちている。このままだと撤退も仕方ない、と口にし始めたメーカーさえある」

食品リサイクル法の“逆効果”についてこう嘆くのは、処理機メーカーなど31社が加盟する業界団体「食品リサイクル機器連絡協議会」の久野毅事務局長だ。

ここでいう業務用生ごみ処理機とは、同協議会が扱う、1日当たり生ごみの処理能力50～100キログラムの中型機。家庭用生ごみ処理機は、自治体からの補助金を追い風に受け、売れ行きも好調だが、何の支援もない業務用の中型機は不振を極めてい

その理由は食品リサイクル法のひとつの条項にある。この中型機を導入して、仮に1日100キログラムの生ごみを処理（バイオまたは乾燥）した場合、年間の処理量はどれぐらいになるのか。36トンだ。

「食品リサイクル法の罰則対象は、生ごみを年間100トン以上出す大手企業。逆にいえば、100トン未満の会社が、数百万円もする生ごみ処理機をわざわざ買うことはない。というより、100トン以上の企業のみが“法律の対象”だろう、と勘違いしている企業すらある。法律が施行される前には前向きだった企業も、インセンティブがないいま、食品リサイクルへのやる気が失せたのだろう。それが機器販売の低迷につながっている」と分析する。

食品リサイクル法は、大手の食品メーカーやスーパーマーケット、飲食チ

ェーンだけでなく、ラーメン屋もすし屋も、食品に関連する企業すべてに食品廃棄物の排出抑制、再生利用、減量を義務づけている。しかし罰則がないばかりか、リサイクル実績を報告する義務さえ課していない。

「唯一のインセンティブがISO14001。（大手企業からは取引の条件にも挙げられる）ISOを取得したいから食品リサイクルに取り組むという企業はあるがあるが、食品リサイクル法は……」。法律のあり方に久野氏は首をひねる。

食品リサイクルの意義は 農業の生産性への貢献

食品リサイクルを進める際に、いつも大きな問題となるのが、生ごみ処理機で処理し、堆肥にしたものをどうさばくかだ。

生ごみ処理機を普及させるため、食品リサイクル機器連絡協議会はNPO法人「日本食品リサイクルネットワーク」を設立。排出企業と農家の橋渡しを始めた。その取り組みのひとつが、栃木県黒磯市の農家が集まってつくった「たんぼぼ村」（20ヘクタールの米作）への生ごみ（堆肥原料）供給だ。「農家は、借金をしないと肥料が買えないというところまで資金繰りが圧迫されている。食品リサイクルの大きな





環境政策研究所 CEO 上席主任研究員
松岡力雄氏

意義のひとつは、農業の生産性アップに貢献することではないか。食品残さできるだけ安い値段で農家に提供する。中国からたくさん野菜が入ってきている間はまだいいが、それが10年先まで続くとは限らない。自給率40%というのは、大英帝国が減じた当時の状況と似ている。いまは農家の9割が兼業だが、大規模農業へシフトしていかなければ日本の食料事情も取り返しがつかなくなる」(久野氏)

外食産業の生ごみから作った堆肥をまくと塩害になる、という一種の“生ごみアレルギー”がいまだに農家の間に広がっている。久野氏は「過去に失敗事例はあったが、いまは違う。ただ堆肥をまいても効果が現れるのに最低3年はかかる」と農家に訴えかけている。

食品リサイクルの停滞は 業者間の出会いの少なさに

「出会いがない」。環境政策研究所のCEOを務める松岡力雄氏は、食品リサイクルがうまくいかない理由についてこう考えている。

出会いとは、食品廃棄物を出す企業と処理する企業が接触する場。もっといえば、処理機メーカー、農家などが

食品リサイクル法の見直しの主なポイント

- ①再生利用等の実施率目標を20%から何%へ引き上げるのか、それとも据え置くのか
- ②再生利用等の実績の報告などを義務付けるのか
- ③罰則対象を生ごみ年間排出量100トンから引き上げるのか
- ④再生利用の方法に「バイオマス燃料」も加えるのか

加わればベストだろう。石川県では昨年2月、産業廃棄物処理業者、行政、農家、排出企業の4者が参加するセミナーを開き、好評だった。

食品リサイクルのセミナーを開催しても、出席するのは排出企業の担当者ばかり。「そこで尋ねられる質問は法律の中身よりも、どうやってリサイクルするのか教えてくれ、というのがほとんど。もっと出会いの場を取り持つ必要性を感じる」と、セミナーの講師として全国を飛び回る松岡氏は指摘する。排出企業の大半は第3者に委託してリサイクルしているが、両者をつなぐコーディネーターの数が絶対的に不足している。

「食品リサイクル法はそもそも、最終処分場の残余年数が減ってきたから制定された。ただし食品リサイクルをスムーズに回すには、商品販売（野菜や肉など）→利用（農業、畜産業など）→再生（肥料や飼料など）→収集運搬→排出と、逆からルートを構築していかなければ成功しない」(松岡氏)

そこで重要となってくるのが、その地域の特性だ。農業が盛んでないところ

ろで肥料をたくさん作っても売れないし、養豚業がそばにあってこそ飼料化する意味が出てくるわけだ。

松岡氏は「食品リサイクルに“万能の方法”はない。肥料を農業ではなく、公園や造園に活用してもいいし、都市部ならばメタン発酵によってエネルギーを取り出してもいい。地域のオリジナルティーをまず考えて、地域の活性化につなげるというのが大事なのは」と提案する。

ただいづれにせよ、食品リサイクルを後押しするには、何らかのブレイクスルーが必要、というのは意見が一致するところ。千葉県では、エコ野菜を認証する制度もあるが、「業務用生ごみ処理機に補助金をつけるべき」「食品リサイクルに熱心な企業を表彰すべき」「デポジット制の導入（生ごみを持ってくればお金をもらえる）」——などの意見も百出している。

食品リサイクル法の見直しは早ければ今秋にもスタートする。今回の検討が、2007年度以降を見据えた食品リサイクルの行く末に大きな影響を与えるのは必至だろう。